

重要事項説明書 (訪問看護用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社いやさかメディカル
代表者氏名	代表取締役 牧 裕輝
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市西区南堀江1-26-27南堀江スカイハイツ201 連絡先部署名：本部 電話番号：06-6599-8183 ファックス番号：06-6599-8184
法人設立年月日	令和7年9月3日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションやくも
介護保険指定 事業所番号	大阪市指定（指定事業所番号2761890439）
事業所所在地	大阪市西区南堀江1-26-27南堀江スカイハイツ201
連絡先 相談担当者名	電話番号：06-6599-8183 ファックス番号：06-6599-8184 看護部 管理者 牧 裕輝
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社いやさかメディカルが運営する訪問看護ステーションやくもにおける指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業について、適正な人員配置および運営管理体制を定め、円滑な事業運営を行うとともに、利用者の意思と人格を尊重し、要介護・要支援状態の利用者の立場に立った質の高い訪問看護サービスの提供を目的とする。
運営の方針	本事業は、要介護または要支援状態の利用者が居宅において自立した日常生活を継続できるよう、心身機能の維持・回復および介護予防を目的として、利用者の意思と人格を尊重し、関係機関と連携のうえ計画的に指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	9:00～18:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	9:00～18:00（オンコール、24時間対応）

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 牧 裕輝
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none">1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none">1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。3 利用者へ訪問看護計画を交付します。4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 1名
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none">1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 1名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 利用者の状態把握 ② 療養上のケア・処置 ③ 利用者・家族への指導 ④ 服薬管理

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（314単位）	看護師による場合	3,491円	350円	699円	1,048円
20分未満（283単位）	准看護師による場合	3,146円	315円	630円	944円
30分未満（471単位）	看護師による場合	5,237円	524円	1,048円	1,572円
30分未満（424単位）	准看護師による場合	4,714円	472円	943円	1,415円
30分以上（823単位）	看護師による場合	9,151円	916円	1,831円	2,746円
1時間未満（741単位）	准看護師による場合	8,239円	824円	1,648円	2,472円
1時間以上（1,128単位）	看護師による場合	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円
1時間30分未満 （1,015単位）	准看護師による場合	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
20分未満（393単位）	看護師による場合	4,370円	437円	874円	1,311円
20分未満（354単位）	准看護師による場合	3,936円	394円	788円	1,181円
30分未満（589単位）	看護師による場合	6,549円	655円	1,310円	1,965円
30分未満（530単位）	准看護師による場合	5,893円	590円	1,179円	1,768円
30分以上（1,029単位）	看護師による場合	11,442円	1,145円	2,289円	3,433円
1時間未満（926単位）	准看護師による場合	10,297円	1,030円	2,060円	3,090円
1時間以上（1,410単位）	看護師による場合	15,679円	1,568円	3,136円	4,704円
1時間30分未満	准看護師による場合	14,111円	1,412円	2,823円	4,234円

(1,269 単位)					
深夜 (22時～6時) 50%加算					
20分未満 (471 単位)	看護師による場合	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
20分未満 (425 単位)	准看護師による場合	4,726 円	473 円	946 円	1,418 円
30分未満 (707 単位)	看護師による場合	7,861 円	787 円	1,573 円	2,359 円
30分未満 (636 単位)	准看護師による場合	7,072 円	708 円	1,415 円	2,122 円
30分以上 (1,235 単位)	看護師による場合	13,733 円	1,374 円	2,747 円	4,120 円
1時間未満 (1,112 単位)	准看護師による場合	12,365 円	1,237 円	2,473 円	3,710 円
1時間以上 (1,692 単位)	看護師による場合	18,815 円	1,882 円	3,763 円	5,645 円
1時間30分未満 (1,523 単位)	准看護師による場合	16,935 円	1,694 円	3,387 円	5,081 円

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間 (294 単位)	3,269 円	327 円	654 円	981 円
	早朝夜間 (368 単位)	4,092 円	410 円	819 円	1,228 円
	深夜 (441 単位)	4,903 円	491 円	981 円	1,471 円
1日に2回を超えて行う場合	昼間 (265 単位)	2,946 円	295 円	590 円	884 円
	早朝夜間 (331 単位)	3,680 円	368 円	736 円	1,104 円
	深夜 (398 単位)	4,425 円	443 円	885 円	1,328 円

【 病院又は診療所の場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間 (8時～18時)					
20分未満 (266 単位)	看護師による場合	2,957 円	296 円	592 円	888 円
20分未満 (239 単位)	准看護師による場合	2,657 円	266 円	532 円	798 円
30分未満 (399 単位)	看護師による場合	4,436 円	444 円	888 円	1,331 円
30分未満 (359 単位)	准看護師による場合	3,992 円	400 円	799 円	1,198 円
30分以上 (574 単位)	看護師による場合	6,382 円	639 円	1,277 円	1,915 円
1時間未満 (517 単位)	准看護師による場合	5,749 円	575 円	1,150 円	1,725 円
1時間以上 (844 単位)	看護師による場合	9,385 円	939 円	1,877 円	2,816 円
1時間30分未満 (760 単位)	准看護師による場合	8,451 円	846 円	1,691 円	2,536 円
早朝 (6時～8時)、夜間 (18時～22時) 25%加算					
20分未満 (333 単位)	看護師による場合	3,702 円	371 円	741 円	1,111 円
20分未満 (299 単位)	准看護師による場合	3,324 円	333 円	665 円	998 円
30分未満 (499 単位)	看護師による場合	5,548 円	555 円	1,110 円	1,665 円
30分未満 (449 単位)	准看護師による場合	4,992 円	500 円	999 円	1,498 円
30分以上 (718 単位)	看護師による場合	7,984 円	799 円	1,597 円	2,396 円
1時間未満 (646 単位)	准看護師による場合	7,183 円	719 円	1,437 円	2,155 円
1時間以上 (1,055 単位)	看護師による場合	11,731 円	1,174 円	2,347 円	3,520 円
1時間30分未満 (950 単位)	准看護師による場合	10,564 円	1,057 円	2,113 円	3,170 円
深夜 (22時～6時) 50%加算					
20分未満 (399 単位)	看護師による場合	4,436 円	444 円	888 円	1,331 円
20分未満 (359 単位)	准看護師による場合	3,992 円	400 円	799 円	1,198 円
30分未満 (599 単位)	看護師による場合	6,660 円	666 円	1,332 円	1,998 円

30分未満 (539単位)	准看護師による場合	5,993円	600円	1,199円	1,798円
30分以上 (861単位)	看護師による場合	9,574円	958円	1,915円	2,873円
1時間未満 (776単位)	准看護師による場合	8,629円	863円	1,726円	2,589円
1時間以上 (1,266単位)	看護師による場合	14,077円	1,408円	2,816円	4,224円
1時間30分未満 (1,140単位)	准看護師による場合	12,676円	1,268円	2,536円	3,803円

【 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
通常の場合(月額定額制) (2,961単位) (2,902単位)	看護師による場合	32,926円	3,293円	6,586円	9,878円
	准看護師による訪問が 1回でもある場合	32,270円	3,227円	6,454円	9,681円
日割計算の場合 (1日につき) (97単位) (95単位)	看護師による場合	1,078円	108円	216円	324円
	准看護師による訪問が 1回でもある場合	1,056円	106円	212円	317円

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (訪問看護ステーション) (600単位)	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (病院又は診療所) (325単位)	3,614円	362円	723円	1,085円	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (訪問看護ステーション) (574単位)	6,382円	639円	1,277円	1,915円	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (病院又は診療所) (315単位)	3,502円	351円	701円	1,051円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500単位)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	
専門管理加算(イ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
専門管理加算(ロ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
ターミナルケア加算 (2500単位)	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円	死亡月に1回
遠隔死亡診断補助加算 (150単位)	1,668円	167円	334円	501円	死亡月に1回
初回加算(Ⅰ) (350単位)	3,892円	390円	779円	1,168円	初回のみ、1回につき
初回加算(Ⅱ) (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	初回のみ、1回につき

退院時共同指導加算 (600単位)	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ) (550単位)	6,116円	612円	1,224円	1,835円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ) (200単位)	2,224円	223円	445円	668円	1月につき
口腔連携強化加算 (50単位)	556円	56円	112円	167円	1月につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位)(402単位)	2,824円	283円	565円	848円	1回につき(30分未満)
	4,470円	447円	894円	1,341円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位)	2,235円	224円	447円	671円	1回につき(30分未満)
	3,525円	353円	705円	1,058円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10%加算	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5%加算	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	1回につき
要介護5の者の場合(+800単位) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉	8,896円	890円	1,780円	2,669円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(6単位)	66円	7円	14円	20円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(3単位)	33円	4円	7円	10円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(50単位)	556円	56円	112円	167円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(25単位)	278円	28円	56円	84円	1月につき

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に

訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

看護を行った場合に加算します。

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 理学療法士等による訪問看護は、当訪問看護事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。また、前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ・Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ)及び看護体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。
-------	---

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてお届け(郵送)します。</p>
--	--

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>
---	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 管理者 牧 裕輝</p> <p>イ 連絡先電話番号 06-6599-8183 同ファクス番号 06-6599-8184</p> <p>ウ 受付日及び受付時間 9:00~18:00</p>
---	--

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 牧 裕輝
虐待防止に関する担当者	管理者 牧 裕輝

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、ます。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、ます。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
---------------	--

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	<p>氏 名 続柄</p> <p>住 所</p> <p>電 話 番 号</p> <p>勤 務 先</p>
【主治医】	<p>医療機関名</p> <p>氏 名</p> <p>電 話 番 号</p>

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>【市区町村（保険者）の窓口】</p> <p>大阪市西市区役所 保健福祉部介護保険課</p>	<p>所在地 大阪市西区新町4-5-14</p> <p>電話番号 06-6532-9859 (直通)</p> <p>ファックス番号 06-6538-7319 (直通)</p> <p>受付時間 9:00~17:30 (土日祝は休み)</p>
【居宅支援事業所の窓口】	<p>事業所名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p> <p>担当介護支援専門員</p>

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	業務遂行時の事故

13 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先: _____)

- (2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

- (3) その他の費用

①交通費の有無	(有・無の別を記載) サービス提供1回当り… (金額)
②キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

- (4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	1,000～5,000円
----------	--------------

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

苦情受付は、電話、面談、文章、電子メール当、いずれの方法でも受け付ける。

苦情内容は、担当者が速やかに記録し、内容を管理者に報告の上、適切に対応する。

常設窓口：電話：06-6599-8183

メール：yakumo@iyasaka-medical.jp 担当者：牧裕輝

※利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。・担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社いやさかメディカル 訪問看護ステーションやくも 代表取締役 牧 裕輝	所在地 大阪市西区南堀江1-26-27 南堀江スカイハイツ201 電話番号 06-6599-8183 ファックス番号 06-6599-8184 受付時間 9:00~18:00
【区役所（保険者）の窓口】 （利用者の居住する区の区役所介護保険 担当部署の名称）	所在地 大阪市西区新町4-5-14 電話番号 06-6532-9859 ファックス番号 06-6538-7319 受付時間 9:00~17:30
【市役所（保険者）の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 （指定・指導グループ）	大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号 06-6241-6310 ファックス番号 06-6241-6608 受付時間 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町一丁目3番8号中央 大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00（土日祝休み）

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

22 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市西区南堀江 1-26-27 南堀江スカイハイツ 201
	法人名	株式会社いやさかメディカル
	代表者名	代表取締役 牧 裕輝
	事業所名	訪問看護ステーションやくも
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)は、下記記載の内容で、事業者が個人情報を必要最低限の範囲内で使用、提供することに同意します。

		令和	年	月	日
事業者	住所	大阪府大阪市西区南堀江1-26-27南堀江スカイハイツ201			
	氏名	株式会社いやさかメディカル 代表取締役 牧裕輝			
利用者	住所				
	氏名	印			
利用者家族	住所				
	氏名	印	続柄		
使用する目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。 ・ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。 ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。 ・ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。 ・ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。 ・ 介護保険事務に関する情報提供の場合。 				
利用期間	サービス提供契約期間に準ずる。				
利用条件	個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用しません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。				

訪問看護ステーションやくも

24 時間対応体制加算に関する同意書

事業所名:訪問看護ステーションやくも
大阪市西区南堀江1-26-27南堀江スカイハイツ201

1. 加算の趣旨・目的

- ・当事業所は、利用者様が 24 時間 365 日安心して在宅療養を継続できる体制を整えています。
- ・夜間・早朝・休日を含め、緊急時に看護師が電話等による相談対応および必要に応じた緊急訪問を行います。

2. 対応内容について

- ・電話等による健康状態・症状に関する相談
- ・症状悪化時や緊急性があると判断した場合の訪問看護
- ・主治医等との連携・指示受け
- ・緊急訪問の要否は、看護師が医学的観点から判断します。

3. 対応方法・連絡体制

- ・夜間・休日等は、事業所が指定する緊急連絡先へご連絡いただきます。
- ・必ずしも即時訪問を保証するものではありません。
- ・電話対応のみで症状が安定すると判断される場合があります。

4. 医療機関・救急対応との関係

- ・症状の程度によっては、救急要請(119 番)や医療機関受診を優先していただく場合があります。
- ・生命に関わる緊急時は、まず救急要請を行ってください。

5. 費用(加算)について

- ・24 時間対応体制加算は医療保険に基づき算定されます。
- ・自己負担割合(1 割・2 割・3 割)に応じた自己負担金が発生します。
- ・月単位での算定となり、実際の利用回数に関わらず算定されます。

6. 同意について

- ・上記内容について説明を受け、十分理解しました。
- ・24 時間対応体制加算の算定について同意します。

7. 同意の撤回について

- ・本加算に関する同意は、いつでも撤回が可能です。
- ・撤回を希望される場合は、事業所へ申し出てください。

8. 個人情報の取扱い

- ・緊急対応に必要な範囲で、主治医・関係機関と情報共有を行うことがあります。

【署名欄】

利用者氏名:

署名:

署名日:

